

電気通信大学研究ステーション設置要項

平成13年 4月18日

改正

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、研究ステーションを置く。

(目的)

第2条 研究ステーションは、全学的組織として、先進的又は社会的に重要とされる課題について、一定の期間、研究グループを構成し、将来を見通した自由度の高い柔軟な研究活動を行うことにより、本学及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(設置申請及び決定)

第3条 研究ステーションを設置しようとするときは、研究ステーションを設置しようとする研究グループの代表者が学長に申請するものとする。

2 申請に当たっては、その研究活動の内容に相応しい名称を、研究ステーションに付するものとする。

3 学長は、第1項の申請があった場合は、審査の上、設置を決定する。

(設置期間)

第4条 研究ステーションの設置期間は、申請に基づき、学長が個別に定める。ただし、5年を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究ステーション長の申し出に基づき、学長が適当と認められた場合は、設置の期間を短縮又は延長することができる。

(構成員)

第5条 研究ステーションは、研究グループで構成され、その構成員は研究活動に参加する本学の教員のほか、学外の者を加えることができる。

2 研究上必要な場合は、構成員以外の者を研究に参加させることができる。

(研究ステーション長)

第6条 研究ステーション長は、当該研究ステーションの構成員のなかから構成員の互選により選出し、学長が委嘱する。

2 研究ステーション長の任期は、当該研究ステーションが設置される期間とする。

3 研究ステーション長は、当該研究ステーションを統括する。

4 研究ステーション長が欠員になった場合は、これを補充するものとする。

(運営委員会)

第7条 研究ステーション長は、当該研究ステーションの運営について必要があると認め

る場合は、研究ステーション運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会は、当該研究ステーションの構成員で組織し、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。

3 運営委員会に関し必要な事項は、各運営委員会が別に定める。

（研究活動報告及び研究成果の公表）

第8条 各研究ステーションは、毎年4月末日までに、前年度の研究活動の状況を学長に報告するとともに、研究成果を公表するものとする。

（事務）

第9条 各研究ステーションの事務は、各研究ステーションが行い、研究ステーションの総括に関する事務は、学術国際部研究推進課が行う。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、研究ステーションに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。